

【厚木北地区】令和6年度あつぎタウンミーティング実施結果

日 時:令和6年8月28日(水) 午後6時30分～午後7時30分 会 場:厚木北公民館 2階会議室 参加者:地区の自治会長(11名)、公民館地区館長、市長、副市長、教育長、企画部長、企画部次長、総合計画担当課長、公民館・地区市民センター長
--

自治会長からの意見	市長等からの回答
意見1 メイン通りの街灯について	
【東町自治会】 ■厚木北地区は、本市の中心市街地を形成しており、商業・業務、行政など多様な機能が集中している地域ですが、一方で、店舗等の老朽化や経営者の高齢化による後継者問題等により、閉店する店舗が増えており、商店街を解散するところも出てきています。街灯は商店街が設置したものが多く、今までは、商店街店舗の明かりやアーケードにより明るく保たれてきた歩道が、暗くなってしまうところも見受けられます。 街灯は、公共の安全とセキュリティを改善し、経済成長を促進するなど重要な役割を果たす、地域社会に必要不可欠な施設です。歩道の明るさを確保することは、住民の不安の解消を図るとともに防犯対策にもつながるとともに、企業や観光客を引き付け、歩行者数や消費の増加につながることから、これらの対策を講じることで、今後地区がより良くなると考えています。 街灯は、道路の管理者が設置するものであり、商店街が設置する施設ではないと思われますので、地域コミュニティの問題として考えていただきたい。市長の考えをお聞かせください。	■現在は、中心市街地を含めて市内の商店街がだんだん少なくなっていますが、街路灯については、犯罪防止や皆様の不安解消、街の活性化やにぎわいの創出のためにも大変重要ですので、市としても街の明かりを確保できるよう取り組んでまいります。 商店街の街路灯については、街路灯やアーケードなどの設置・改修事業や、街路灯のLED化に対する補助を行っています。商店街灯の管理については、商店会の皆様に行っていただいておりますが、商店の閉店等により、商店街灯から防犯灯への切り替えについての相談があった場合は、庁内で横断的に対応しています。 防犯灯については、夜間に暗く感じる歩道や暗闇の危険箇所等へ自治会の申請に基づきLED防犯灯を設置しています。御意見にあります店舗の閉店等により歩道の明るさが確保できなくなってしまう場合についても、自治会の申請に基づいて防犯灯を設置していますので、自治会から申請をしていただき、市も速やかに対応してまいります。 (担当課:くらし交通安全課、商業観光課)
意見2 地区内の広場について	
【弁天自治会】 ■厚木北地区には、厚木中央公園、厚木公園及び中町公園等規模の大きい公園はありますが、中小規模の公園が少ないように感じています。また、新庁舎複合施設の建設に伴い、ゲートボール等で利用していた保健福祉センター西側広場も使用できなくなりました。地区内には、暫定的に自治会で管理している寿町広場はありますが、日陰がなく、トイレやベンチ等もないため、地域住民の憩いの場として活用できない状況です。 そこで、寿町広場をはじめ地区内の空き地等について、暫定的で構わないので、地域住民の憩いの場として活用できるようトイレ、水道及びベンチ等の施設を整備していただきたいと考えています。整備することで、高齢者の外出支援にもつながり、地区がより良くなるのではないのでしょうか。	■寿町広場については、皆様にとっては身近な広場であると思います。また、防災倉庫、資源集積所の設置、自治会等での防災訓練等の自治会活動で利用いただいております。 市においては、寿町広場は行政目的を持たない普通財産の位置づけになっており、活用方法が決定されるまでは、財産を所管する部署が暫定的に管理をしているところですが、活用方法が定まった時には、地域の皆様の御理解をいただきながら、活用方法に応じた整備や活用を行ってまいります。 また、地区内の空き地等にトイレやベンチを設置することについては、様々な課題がありますので、引き続き、皆様と一緒により良い方法を研究してまいります。 (担当課:財産管理課、公園緑地課)
意見3 自治会館について	
【大手南自治会】 ■厚木北地区では、複合施設建設に伴う自治会館用地の返還により自治会館がなくなってしまった自治会があります。また、現在借用している施設の老朽化に伴う貸出し終了により、自治会館がなくなってしまう自治会もある状況です。 以前に一時避難場所として活用していた広場もなくなり、代替として考えていた広場も複合施設が建設されることになってしまい、地域住民、自治会員は不安を感じております。 自治会館については、自治会員相互の親睦のほかレクリエーション活動の拠点であり重要な施設であると言えます。市も、これらの対策について、自治会と一緒に検討していただきたいです。	■中町一丁目建物については、皆様の自治会活動の拠点としてご利用いただいておりますが、この建物は令和8年に耐用年数の60年を迎えます。このため、建物を利用している団体の皆様と、各団体を所管する関係各課や地区市民センターとが協議をしながら、代替施設の調整を行っています。 また、保健福祉センターの西側広場については、皆様方が一時避難場所や様々なイベントを行い、地域の絆を深める広場であるとの話をいただいております。周辺で代替地となる場所は、すぐには見つからない状況ですが、皆様方の思いをしっかりと受け止め、引き続き、行政として出来る限りの対応を検討してまいります。 (担当課:財産管理課、市民協働推進課)
意見4 相模川における除草後の処分をお願いについて	
【東町自治会】 ■相模川の河川敷における草刈りについては、厚木南地区では、今年2回草刈を行われていますが、厚木北地区では現時点では一回もありません。その理由を県に聞いてほしいです。 【元町自治会】(補足) ■河川敷ではバーベキューを行う人がいるので、雑草火災を心配しています。過去にもボヤ騒ぎがありました。河川に近いところの雑草は地区でも除草は出来ませんが、地区で除草を行うと費用が多少掛かってしまいます。以前、県に相談し、刈った雑草を県で片付けてもらいましたが、燃料代やお茶代など多少の費用は掛かりますので、その費用を市で負担していただきたいです。 また、市から県に処分をお願いしていただくことも良いです。除草後の草は、膨大な量です。自治会としても県の理解が深まれば、協力して草刈りをしていきたいと考えています。	■相模川を皆様方の協力により、きれいにさせていただき、感謝しています。御意見は県厚木土木事務所と共有し、皆様のお気持ちに沿えるよう、取り組んでまいります。 《実施日以降の対応状況等》 ■御要望の相模川河川敷の草刈りについては、当該地が市民の皆様の憩いの場として、また市の行事等においても会場として使用するなど、広く活用されていることから、庁内での連携を図りながら、管理者である県と調整してまいります。 (担当課:河川下水道総務課、河川下水道施設課)